最終更新日:2015年12月15日
株式会社アサンテ
代表取締役社長 宗政　誠
問合せ先:経営企画室　03-3226-5511
証券コード:6073
http://www.asante.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「人と技術を育て、人と家と森を守る」を経営理念として、白蟻の発生予防と駆除を主軸とした総合ハウスメンテナンスのサービスを展開することで、あらゆるステークホルダーからより信頼され、地域社会や環境に貢献できる企業を目指しております。
当社は、この事業によって社会的責任を果たし、かつ中長期にわたる成長と企業価値の最大化を図る上で、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題のひとつと捉えており、迅速かつ適正な経営判断を可能にする内部統制システムの構築並びに不断の改善と、コンプライアンスの充実に取り組むと共に、以下に定める基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの透明性、公平性と効率性のさらなる向上に取り組んでまいります。
(1)株主の権利・平等性を確保し、株主の権利が適切に行使できる環境を整備する。
(2)ステークホルダーとの適切な協働並びに社会貢献に努めると共に、株主の権利等を尊重する企業文化・風土を醸成する。
(3)法令に定める開示のほか、その他の任意開示等を行なう場合は、正確かつ有用性の高い情報を適時適確に提供するよう努める。
(4)企業戦略等の方針を定め、その執行に対する管理・監督等、それぞれの役割・責務を適切に果たせるよう環境を整備する。
(5)株主との建設的な対話による相互理解を深めると共に、株主を含めたステークホルダーへの適切な対応に努める。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則4－2－1)
当社は、経営陣の報酬につきましては、自社株報酬の導入は行なっておりませんが、基本報酬と、業績に連動させた賞与との割合を適切に設定しております。当社においては、現在の報酬体系が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能しております。

(補充原則4－11－3)
当社の取締役会では、各取締役の報告等に基づき、経営の意思決定と業務執行状況を監督すると共に実効性の評価を行なっております。
なお、開示につきましては、今後検討してまいります。

(補充原則4－12－1)
1. 当社では、取締役会の資料は、会日に先立って事前に通知しております。
2. 必要に応じて要点を把握しやすいように、追加資料を作成するなど、十分な情報を提供しております。
3. 取締役会は月1回以上の頻度で開催しており、開催スケジュールにつきましては、先6ヵ月程度について、事前に調整のうえ、全員が出席できる会日を設定しております。その結果、取締役会構成メンバーの出席率に問題はなく、十分な審議を行なうことができる体制になっております。また、通常の審議事項の概略につきましてはメンバーが認知しております。
4. 審議事項は、定款並びに規程に定めた決議事項、定例報告事項、その他報告事項で構成されており、その審議項目数、開催頻度は当社経営上適切であります。
5. 審議時間につきましては、1. ～4. により十分確保できるよう努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1－4)
当社は、政策保有株式を保有しておりません。
今後、業務提携や取引関係強化を目的に株式を保有する場合は、それが当社の企業価値向上に資するかについて総合的に検討のうえ投資の可否を決定し、その効果について定期的にモニタリングのうえ保有継続の是非を判断してまいります。
当該株式の議決権行使に当たっては、議案ごとに株主価値を毀損するものではないかを十分検討し、賛否を判断のうえ議決権を行使いたします。

(原則1－7)
当社は、関連当事者との取引について、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程、職務権限規程並びに関連当事者取引に関するマニュアルに従って、取締役会にて決議及び確認を行なっております。また、年度ごとに発生した取引の取締役会宛て報告を通じて、取締役会により関連当事者取引を適切に監督する体制を築いております。

(原則3－1)
1. 当社の経営理念、経営方針、中期経営計画等につきましては、決算短信、決算説明資料等にて公表しております。これらはTDnetのほか、当社ホームページに掲載しております。
2. 当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1.1 基本的な考え方」に記載しております。
3. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、以下の通りです。
(1)株主総会で決定した報酬総額の限度内において、月額報酬と賞与によって構成する。
(2)諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向等を勘案して、それぞれの果たすべき役割・責任に応じ、報酬額を決定する。
(3)賞与については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして報酬額を決定する。
手続きにつきましては、諸規程に基づき、取締役会が報酬額を決定しております。なお、賞与につきましては、経営執行の対価、利益額・利益率の実績、従業員・株主への配分とのバランス等を考慮し、必要に応じて報酬額の見直しを行なうこととしております。
4. 取締役会が取締役及び監査役候補の選任を行なうに当たっての方針は、以下の通りです。
《取締役》
(1)会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

(2)経営に関して熱意と強い意欲を持ち、高い倫理観を有すること
(3)経営に関して豊富な知識を持ち、広い視野と先見性を有すること
(4)職務に耐えうる体力を有していること
社外取締役候補については、上記(1)～(4)の他、以下の条件を満たす者から選任する。
(1)会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たすこと
(2)経営に関して豊富な経験および実績を有し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上やコーポレート・ガバナンス強化への寄与が期待できること
(3)取締役会その他重要会議に出席することが可能であること

《監査役》
(1)会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと
(2)経営に関して、高い識見と能力、専門的な知識および経験を有すること
(3)経営に対して、業務執行者等から独立した立場で、客観的かつ公正不偏の態度を保持できること
社外監査役候補については、上記(1)～(3)の他、以下の条件を満たす者から選任する。
(1)会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たすこと
(2)特に法律、会計もしくは経営等の分野において、専門知識と豊富な経験を有すること
手続きにつきましては、上記、取締役及び監査役候補の指名を行なうに当たっての方針に基づき、取締役会で審議・決定しております。また、監査役候補につきましては、監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議・決定しております。
5. 取締役及び監査役候補に関する個々の選任についての説明は、当社ホームページに掲載しております定時株主総会招集通知に記載しております。

(補充原則4－1－1)
当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項を審議、決議しております。これら以外の事項につきましては、職務分掌、職務権限規程等により、経営陣に委任しております。

(原則4－8)
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。

(原則4－9)
当社の取締役会は、独立性判断基準を以下の通り定めており、それに基づき、取締役会における率直、活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。
《独立性判断基準》
以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
(1)当社もしくは子会社の業務執行者
(2)当社直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
(3)当社への売上高が、直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
(4)当社から年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
(5)直近事業年度に係る事業報告において、当社の主要な借入先として記載されている借入先の業務執行者
(6)過去10年間において、上記(1)から(5)のいずれかに該当していた者
(7)上記(1)から(5)のいずれかに掲げる者(ただし、重要な者に限る)の二親等以内の親族
(8)当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)またはその業務執行者
(9)当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者(ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者)
(10)独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

(補充原則4－11－1)
当社の取締役会は、定款に定める範囲内で、取締役8名、監査役3名の規模で構成しております。また、このうち社外取締役は2名、監査役は全員社外監査役とすることを基本的な考え方としております。
取締役及び監査役は、原則3－1の4. に記載した方針・手続きにより選任しております。
なお、社外取締役は、会社経営の分野でトップマネジメント経験を有する人材で、会社全体の方向性についてマクロ的な観点から知見を提供していただいております。
また、社外監査役は、事業会社における豊富な経験と幅広い知識を有している人材、弁護士、公認会計士を選任しております。
以上により、当社の取締役会は、審議の活性化や機動性かつ透明性の高い経営判断を進める上で、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模の観点から適正な体制であります。

(補充原則4－11－2)
当社の社外取締役、社外監査役等の役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書においてその内容を公表しております。

(補充原則4－14－2)
当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下の通りです。
(1)当社は、新任者をはじめとする取締役・監査役が就任する際、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得し、求められる役割と責務を十分に理解できるようその機会を提供する。
(2)当社は、取締役・監査役が事業内容を深く理解するため、総合研修センター及び支店等の営業拠点を視察する機会を提供する。
(3)当社は、取締役・監査役が重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、トレーニングにより必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽が図れるようその機会を提供する。
(4)当社は、取締役・監査役がトレーニングを受ける場合は、その費用を負担する。

(原則5－1)
当社は、株主等からの対話の要請には前向きに対応しております。取締役会は、株主等との建設的な対話を促進するための体制整備及び取り組みに関する方針を、以下の通り定めております。
(1)株主・投資家・アナリスト(以下、株主等)との対話を含むIR活動全般については、情報取扱責任者である常務取締役経営企画室長が総括する。
(2)IR担当部門である経営企画室は、より建設的な対話の実現に向け、営業、人事、総務、経理等の担当部門と情報共有及び連携を密にして、IR資料の作成や情報の蓄積に努める。
(3)株主等とのミーティングについては、経営企画室が窓口となり、先方の意向に沿いかつ合理的な範囲で、代表取締役または担当取締役が

対応する。
(4)経営企画室は、機関投資家・アナリスト向け決算説明会を年2回（中間期・決算期）開催する。また、個人投資家向け説明会の開催、IRフェアへの出展等を積極的に企画し、株主等との対話機会の創出に努める。また、会社説明資料や決算説明資料の公表、事業報告書の発行、ホームページでのIR情報公開など、公表資料の充実に努め、一部の開示情報は英文での公表も行なう。
(5)株主等との対話によって聴取した意見等は、経営企画室がこれを取り纏めて代表取締役に報告するほか、経営上有用と思われる投資家目線からの分析、意見等は取締役会、経営会議ほか重要会議に報告し、取締役や監査役、経営陣幹部との情報共有を図る。
(6)株主等との対話に当たっては、インサイダー取引防止規程に基づく厳重な重要情報管理のもと行なう。また、各四半期の決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」と定め、決算情報関連の対話は控える。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 株式会社ムネマサ | 3,750,000 | 30.38 |
| 宗政　誠 | 856,425 | 6.94 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 665,500 | 5.39 |
| ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ | 492,000 | 3.99 |
| 渋谷　健一 | 361,000 | 2.92 |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー　505224 | 350,000 | 2.84 |
| アサンテ従業員持株会 | 349,375 | 2.83 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 284,200 | 2.30 |
| 宗政　ヨシ | 225,000 | 1.82 |
| 宗政　和美 | 225,000 | 1.82 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 9 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 内田　勝巳 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 堂垣内　重晴 | 他の会社の出身者 | | | | | △ | | | | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 内田　勝巳 | ○ | ――― | 内田氏は、経営に関して豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の事業内容を熟知した上で、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと考えております。<br>当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。 |
| 堂垣内　重晴 | ○ | 堂垣内氏は、当社の特定関係事業者である株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者でありましたが、同行退職後10年以上経過しておりますので、その関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはあ | 堂垣内氏は、経営に関して豊富な経験と営業面における幅広い知識を有しており、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと考えております。<br>当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | りません。 | 氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行なっております。また、会社の業務及び財産の状況の調査、その他の監査職務の執行に当たり、内部監査室と連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。
なお、内部監査室と会計監査人においては、それぞれの監査計画を共有するなど、適宜情報交換を行なうと共に、必要に応じて共同で監査を実施しております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 犬飼　由喜夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 櫛田　泰彦 | 弁護士 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 黒澤　誠一 | 公認会計士 | | | | | | | | | | △ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 犬飼　由喜夫 | ○ | 犬飼氏は、当社取引先の株式会社シミズ・ビルライフケアの親会社である清水建設株式会社に勤務しておりましたが、平成23年6月に退職しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるお | 犬飼氏は、上場企業における企画部門や工務部門の責任者を歴任した経験を通じて培った幅広い企業経営全般の見識を当社監査に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。<br>当社とは、人的関係、資本関係またはその他 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | それはありません。 | 取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。 |
| 櫛田　泰彦 | ○ | 櫛田氏は、法律専門家であり、当社の取引先でありましたが、取引関係は解消しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。 | 櫛田氏は、弁護士として、法務に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。<br>当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。 |
| 黒澤　誠一 | ○ | 黒澤氏は、当社取引先である新日本有限責任監査法人の代表社員を務めておりましたが、平成22年６月に退職しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。 | 黒澤氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。<br>当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 5 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名全員を独立役員として指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

### 該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、取締役報酬につきましては株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案した上で決定しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

平成27年３月期における取締役の報酬総額は次の通りです。
支給人数　　取締役　７名
支給額　　235,960千円
（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 第37期定時株主総会（平成22年６月25日開催）決議に基づく取締役の報酬限度額は年額300,000千円（但し、使用人分給与は含まない）であります。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案し、従業員給与とのバランスを考慮した上で決定しております。

### 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制につきましては、総務部が担当し、情報の伝達、資料の配布など、適時適切な対応を行なっております。

また、社外監査役に対しては、総務部が監査役会事務局として監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営を行なっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は社内取締役6名、社外取締役2名によって構成され、社外取締役を招聘することで、経営の透明性・公正性を図り、ガバナンス体制のさらなる強化に努めております。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。

また、社外取締役2名及び社外監査役3名は、いずれも独立役員であります。

取締役会は取締役8名と監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、業務執行に関する重要事項を報告及び決定すると共に、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、法令、定款及び監査役会規程、監査役監査基準に基づき、監査方針、監査計画を策定して監査業務を行なっております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任しており、適宜監査が実施されております。

そのほか、取締役報酬につきましては、株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案し、従業員給与とのバランスを考慮した上で決定する方針としております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、組織及び機関が定期的または臨時的に相互の管理監督を行ない、経営の監視機能が十分に機能できる最適のものであると判断していることから、現状の体制を採用しております。

2名の社外取締役による豊富な経験と幅広い知識に基づく有益な助言を通して、また3名の社外監査役による専門的知見を活かした厳格な監査を通して、コーポレート・ガバナンスや会社経営の監督機能強化に貢献しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 第42期定時株主総会においては開催日の18日前（平成27年６月５日）に招集通知を発送いたしました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第42期定時株主総会開催日　平成27年６月23日 |
| その他 | ホームページに、招集通知を掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ホームページに、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年2回以上、個人投資家説明会を実施する予定であります。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年2回以上、決算説明会を実施する予定であります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算関連情報、適時開示資料、事業報告書、及びその他企業情報等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR担当部署：経営企画室 | |
| その他 | 海外投資家向けの個別ミーティング並びに英文での資料作成を行なっております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、アサンテコンプライアンスプログラムを策定しており、その中の「アサンテの社員としての基本姿勢」において、ステークホルダーの尊重とその支持を得ることの大切さを定めており、また「開示規程」においても、投資者からの信頼を得ることの重要さを定めております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は、経営理念「人と技術を育て、人と家と森を守る」のもと、総合ハウスメンテナンスサービスによって、お客様に「安全」「幸せ」「豊かさ」「快適性」を約束できる会社を目指しております。これが当社の使命であり、事業を積極的に展開することで家を長持ちさせ、木の文化を守るという社会的責任を果たしてまいります。<br>また、家を長持ちさせることで、建替えによる木材の使用量を減少させ、森林の過度な伐採を抑制し、また廃棄物の発生を抑える効果も期待できることから、環境保護の重要な要素につながるものと認識しております。<br>今後もこのような当社事業活動を通じた社会貢献に努めてまいります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 下記、その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項の（1）開示の方針に記載の通りであります。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法並びに関連法規に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を明らかにすると共に、同システムの体制整備に必要とされる各条項、金融商品取引法が定める財務報告に係る内部統制の構築、反社会的勢力排除に向けた取り組みに関する大綱を「内部統制システムの構築に関する基本方針」に規定しております。本方針並びに社内規程に定める担当者の下で内部統制システムを整備、運用し、必要に応じ適宜更新を図ることにより、より適正かつ効率的な企業活動を推進し、もって社会的信頼性の向上に努めてまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、コンプライアンスの徹底を重要な経営方針のひとつに掲げております。
b. コンプライアンスの徹底に当たっては、コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス担当取締役及び副担当取締役を定め、担当取締役の指揮の下、総務部が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査しております。
c. 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、総務部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとしております。
d. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役の職務の執行に係る文書は、文書管理規程並びに関連規程等に則り、漏洩・滅失・紛失を防止し、かつ必要に応じ閲覧、謄写に供することができるよう適切に保存、管理しております。
b. 情報システムにつきましては、安全に利用及び活用をするため、適切な維持管理・運用を行なっており、万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部が速やかにその内容・対処案を取締役会に報告する体制を構築しております。また、管理状況につきましては内部監査室が監査を実施しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. リスクの管理に当たっては、リスク管理規程に則り、リスク管理担当取締役及び副担当取締役を定め、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全てのリスクの把握並びに重要なリスクの未然防止に努めております。
b. リスク項目ごとに管理担当部門を定め、当該部門は部門間連携のもとリスクの監視、対策の検討を行なっております。担当取締役はそれらを指導・監督すると共に、重要なリスクの管理状況を取締役会に報告しております。
c. 経営企画室を中核としてリスク管理委員会事務局を設置し、リスク課題の抽出、把握や対応策の評価を行なっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

a. 経営計画のマネジメントに当たっては、経営理念、経営方針に沿って策定される中期経営計画及び年度事業計画に基づき、各部門において部門目標並びに業務計画を策定しており、その達成に向けて努めております。
b. 取締役、監査役及び組織上の重要ポストに位置する管理職で構成する経営会議を月１回以上の頻度で開催し、経営計画並びに事業計画の進捗を確認すると共に、経営に係わる重要事項について情報共有を図っております。
c. 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。また、稟議制度により意思決定プロセスの簡素化を図り、意思決定の迅速化に努めております。

(5) 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

総務部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なっております。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督すると共に、内部通報制度を適用しております。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が法令に定める権限を行使し効率的に監査が行なえるよう、総務部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる旨を規定しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に当たっては監査役会の意見を尊重することとしております。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告することとし、報告をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとしております。

(9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができるものとしております。その費用につきましては会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

a. 監査役は、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通に努めております。
b. 監査役は、経営会議ほか重要な会議に出席して適宜意見を述べるなどして、実効性の確保に努めております。

(11) 財務報告に係る内部統制の整備状況

財務報告に係る内部統制の構築につきましては、経理部を担当部門とし、全社的な管理・運用体制の構築を図っております。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

a. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
b. 反社会的勢力との関係遮断及び反社会的勢力対応に当たっては、反社会的勢力対応マニュアルを定め、総務部を担当部門として全社組織的な対応を行なっております。
c. 取引先の反社会性判断に当たっては、独自のチェックリストに基づき、取引担当者並びに担当部門長、総務部にて反社会性を精査しております。
d. 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、情報交換・相談を行なう体制を構築しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム等に関する基本的な考え方及びその整備状況の(12)反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況の通りであります。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適適時開示体制の概要

(1) 開示の方針

投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであるという認識のもと、関連法令及び上場する金融商品取引所の諸規則等を遵守し、ステークホルダー及び市場における投資者に対して行なう当社及び子会社の業務、運営または業績等の会社情報の開示について定め、当社及び子会社の情報を公平、均等、正確かつ迅速に開示することにより、会社の株価が市場において適正に形成されること、及びインサイダー取引の未然防止を図り、投資者からの信頼を得られるよう努めることとしております。

(2) 開示の体制

適時開示事項の開示は、適時開示規則並びに関連法令に基づき情報取扱責任者が起案し、取締役会にて決定することとしております。但し、公表前に重要事実が外部に漏洩し、不当に利用され、特定有価証券等の不公正な売買取引が行なわれるおそれがある等、緊急の開示を要すると判断されるときは、社長がこれを決定することとしております。

法定開示書類は、関連法令に基づき担当部門が起案し、取締役会もしくは社長にて決定することとしております。

その他開示情報の開示は、情報取扱責任者が決定することとしております。

適時開示事項の開示の要否、時期及び内容の決定に際しては、適法性、適時開示規則への適合性及び正確性を確保するため、金融商品取引所及び必要に応じ監査法人、弁護士等の指導を受けることとしております。

(3) 開示の方法

適時開示事項の開示につきましては、「適時開示情報閲覧システム(TDnet)」に登録し、さらに遅滞なくホームページにその内容を掲載することとしております。

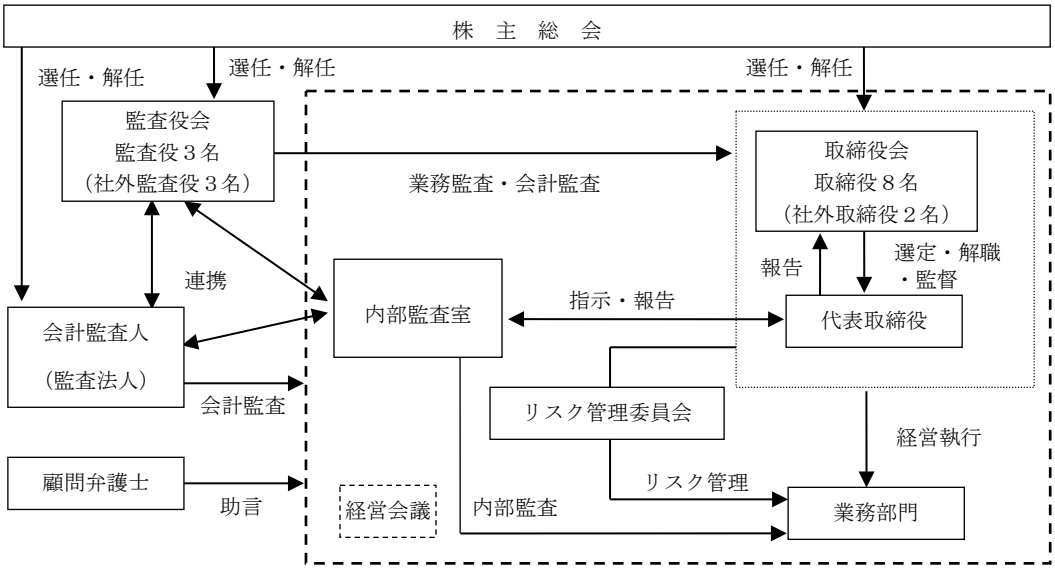
法定開示書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」に登録し、さらに遅滞なくホームページにその内容を掲載することとしております。

これらの手続きにおいては、登録等より先にホームページに掲載されないように情報セキュリティ措置を講じなければならないとしております。

(4) 開示のモニタリング

内部監査室は、当該規程に基づく適時開示体制が有効かつ適法に実施されているか定期的に監査し、必要に応じ報告、改善提案を行なうこととしております。

【模式図(参考資料)】




【適時開示体制の概要（模式図）】 更新

